

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）次第

令和7年8月27日（水）9時30分～11時
場所：世田谷区文化生活情報センター生活工房
セミナールームB

○ 開会

1. 委員の委嘱
2. 委員の自己紹介、事務局の紹介
3. 会長及び副会長の選出
4. 諮問
5. 審議
 - (1) 審議日程等
 - (2) 公契約条例に関する各取組み案について
6. 報告
 - (1) 地方自治法施行令の一部改正による契約権限の変更に伴う世田谷区公契約条例施行規則の一部改正について
 - (2) 世田谷区公契約条例についてのアンケート調査（令和6年度実施）の結果のクロス集計について
 - (3) 令和6年度事業所労働条件調査の結果について（報告）
7. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・【資料 1】 世田谷区公契約適正化委員会 委員名簿
- ・【資料 2】 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会スケジュール
- ・【資料 3】 公契約条例に関する各取組み案について
- ・【資料 4】 地方自治法施行令の一部改正による契約権限の変更に伴う世田谷区公契約条例施行規則の一部改正について
- ・【資料 5】 世田谷区公契約条例についてのアンケート調査（令和 6 年度実施）の結果のクロス集計について
- ・【資料 6】 令和 6 年度事業所労働条件調査結果報告書

その他資料

- ・ 世田谷区公契約条例に関する調査・研究（1）

公契約条例に関する各取組み案について

1 主旨

令和6年度に、公契約条例（以下「条例」という。）施行から10年を機に事業者及び労働者を対象としたアンケート調査を実施した。

また、これを受けて、令和7年3月31日付で本委員会から「公契約条例に係る今後の取組みについての意見書」（以下「意見書」という。）の提出を受けたところである。

今年度は、条例施行から11年目を迎えるにあたり、改めて区長から本委員会に諮問するが、その答申を受けるまでの間の取組みを、アンケート調査及び意見書を踏まえて以下のとおり整理したので報告する。

2 主な課題と取組み案

(1) 条例の認知度・理解度の向上と遵守状況の確認方法について

① 区ホームページの改善

アンケート調査により、条例の認知度は一定程度高まっていることが確認できたが、条例の目的・趣旨の理解の浸透には至っていないことが確認された。

また、アンケート調査における条例の認知経路では、区ホームページが最も多かった。これらのことから以下の取組みを実施する。

- ・ホームページを分かりやすく再構成する。
- ・これまで掲載していなかった条例の目的・趣旨や事業所労働条件調査のページを作成するなど、条例に理解促進に資する内容を加える。

② チェックシートの内容の改訂

チェックシートについては、本委員会からも改訂の必要性のご意見をいただいております。また、アンケート調査の結果においても「事務手続きが増えて面倒である」や「何の意味があって提出するのか分からない」という回答が一定数あった。

これらのことから以下の点に留意し、内容の改訂を実施する。

- ・質問項目を具体化する
- ・事業所労働条件調査で不適正と判定された割合の多い項目をチェック項目として掲載する
- ・社会保険労務士に意見を聴く

③ 事業所労働条件調査の件数の拡大

公契約条例に規定する「適正な労働条件の確保」を実現するには、正しく労働社会

保険諸法令を理解し、実践することが求められる。これを支援する最も丁寧な取組みは事業所労働条件調査であると考えられるため、可能な限り調査の件数を増加させていく。

令和4年度：11件

令和5年度：12件

令和6年度：7件

令和7年度：18件前後（予定）

④ 社会保険労務士による労務管理研修会の継続実施

事業所労働条件調査は、個別に、かつ、丁寧に「適正な労働条件の確保」の支援を行うことができる反面、対象が限定される。これを補完する位置づけとして令和6年度に労務管理研修会を開催し、参加事業者から好評を得た。

したがって、今年度も引き続き開催し、幅広く事業所の取組みを支援していく

- ・令和7年11月5日（水）14：00 せたがやイーグレットホール（世田谷区民会館）にて開催予定

⑤ 条例で規定する責務を果たすことが困難な事業者等への対応

「適正な労働条件の確保」等条例で規定する責務の内容について、理解をしたとしても対応が困難な事業所も見受けられる。また、対応が困難な事業所に対し、効果的な支援を行うための業務整理も必要であると考えられる。

これらのことから、以下の取組みを実施する。

- ・区経済産業部や労働基準監督署の実施する事業の情報等を必要に応じて事業者を提供し、対応が困難な事業者を支援する。
- ・対応が困難な事業所への対応の業務要領等を整備し、効果的な支援を実現する。

(2) 入札制度改革の推進について

①建設工事総合評価方式の更なる検証・分析と本格実施への移行

- ・令和4年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、建設工事総合評価方式入札を試行実施しており、令和7年度においては対象件数を年間発注件数の4割程度に拡大している。今年度、その検証を踏まえたうえで、令和8年度からの本格実施を目指し試行を重ねていく。

②変動型最低制限価格制度の更なる検証・分析

- ・多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施しており、引続き入札結果の動向を注視し、検証を継続することとする。

③より実勢に即した予定価格等の設定

- ・入札予定価格の算出は、より実勢価格に近づけるために、最新の都の公共単価を用いて工事価格の積算を行っている他、都の単価と実勢価格との乖離のおそれがある場合には見積りを採用している。また、見積書等の価格については、市場の動向も踏まえた価格設定により工事価格を適正化する等の取組みを行っており、引続き起工課と連携していく。

④スライド条項の適正かつ柔軟な運用

- ・令和4年6月にスライド条項の運用方法を再整理し、且つ請求方法等を個別具体的に事業者にも周知・説明することで、制度の定着を図っている。

⑤前払金限度額の引上げ又は撤廃

- ・工事前払金の限度額は原則5億円であるが、契約金額の規模に応じて、契約事務規則第50条ただし書きの規定により、5億円の限度額を設けない運用をしている。

⑥電子契約の導入など事務負担の軽減

- ・今年度中に、電子契約の一部導入（工事請負契約）に向けて、準備を進めていく。電子契約の実現により契約事務の効率化・迅速化、コストの削減等の効果が期待できる。

地方自治法施行令の一部改正による契約権限の変更に伴う世田谷区公契約条例施行規則の一部改正について

1 背景

区では、世田谷区契約事務規則（以下「規則」という。）第38条の2において少額随意契約によることができる範囲を地方自治法施行令（以下「施行令」という。）と同額と定めている。

そして、規則別表においては、この額及び諸般の事情を総合考慮し、所管課長等に契約権限を委任することができる範囲を定めている。

今般、昨今の物価高騰や契約事務の効率化の観点から、令和7年4月1日付で施行令が改正され、約51年ぶりに少額随意契約の基準額（上限額）が引き上げられた。

このことを受け、区では、規則第38条の2及び別表を次のとおり改正する方向で検討をしている。

なお、これらの改正規定の適用時期は、令和8年4月1日を想定している。

【規則改正案】

契約の種類	規則第38条の2 (少額随意契約の基準額)		規則別表 (所管課長等への権限委任の範囲)	
	【現行】	【改正】	【現行】	【改正】
工事又は製造の請負	130万円	200万円	土木・造園部署のみ 工事請負契約 50万円	土木・造園部署のみ 工事請負契約 200万円
財産の買入れ	80万円	150万円	50万円 (総合支所長は80万円)	一律100万円
物件の借入れ	40万円	80万円	50万円	80万円
財産の売払い	30万円	50万円	無	無
物件の貸付け	30万円	改正なし	無	無
その他(委託契約等)	50万円	100万円	50万円	100万円

2 世田谷区公契約条例施行規則の一部改正について

(1) 主旨

世田谷区公契約条例施行規則（以下「公契約規則」という。）第6条に規定する労働条件確認帳票（チェックシート）の提出を求める範囲は、財務部経理課及び世田谷区教育委員会教育総務課が契約事務を行う公契約（契約権限が所管課長等に委任されていないもの）としている。

今般、上記のとおり、所管課長等への権限委任の範囲が改正される予定となったため、公契約規則も次のとおり改正する予定である。

改正後	改正前
<p>第6条 条例第4条第3項第2号の規則で定める額は、<u>次の各号に掲げる公契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、指定管理者の業務に係る協定にあつては、零円とする。</u></p> <p>(1) <u>土木工事請負契約 2,000,000円</u></p> <p>(2) <u>次項の帳票対象公契約（前号に掲げるものを除く。） 1,000,000円</u></p>	<p>第6条 条例第4条第3項第2号の規則で定める額は、<u>500,000円（指定管理者の業務に係る協定にあつては、零円）</u>とする。</p>
<p>2 条例第4条第3項第2号に規定する帳票は、<u>帳票対象公契約（区長が締結し、又は財務部長、財務部経理課長若しくは教育委員会教育長が契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。）として締結する公契約（不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く。）をいう。）の相手方である事業者</u>に配布するものとする。</p>	<p>2 条例第4条第3項第2号に規定する帳票は、区長が締結し、又は財務部長、財務部経理課長若しくは教育委員会教育長が契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第2条第2項に規定する契約担当者をいう。）として締結する公契約（不動産の買入れ及び物件の借入れに係る契約を除く。）の相手方である事業者に配布するものとする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則による改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、令和8年4月1日以後に締結する公契約（世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）前文に規定する公契約をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に締結する公契約については、なお従前の例による。</u></p>	

※ この案は令和7年8月12日時点のものである。

(2) 影響

	改正前	改正後	増減	改正前に対する割合
土木工事	86件	72件	△14件	84%
土木工事以外	2,967件	2,532件	△435件	85%
合計	3,053件	2,604件	△449件	85%

※ 令和6年度の契約件数で試算

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月 企画総務常任委員会にて報告

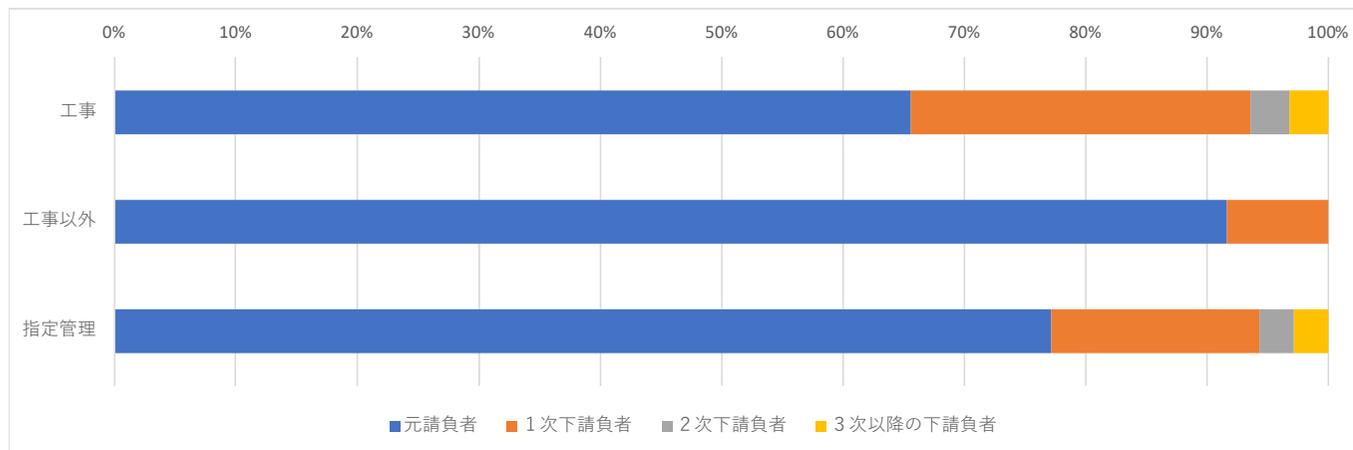
令和8年4月 適用開始

世田谷区公契約条例についてのアンケート調査（令和6年度実施）の結果のクロス集計について

Q6_世田谷区との公契約上の関係はどれですか（複数回答）

（公契約に基づく業務の種類の内訳 ※同一事業者が工事と工事以外を受注している場合はそれぞれ計上）

	元請負者	1次下請負者	2次下請負者	3次以降の下請負者
工事	61	26	3	3
工事以外	186	17	0	0
指定管理	27	6	1	1

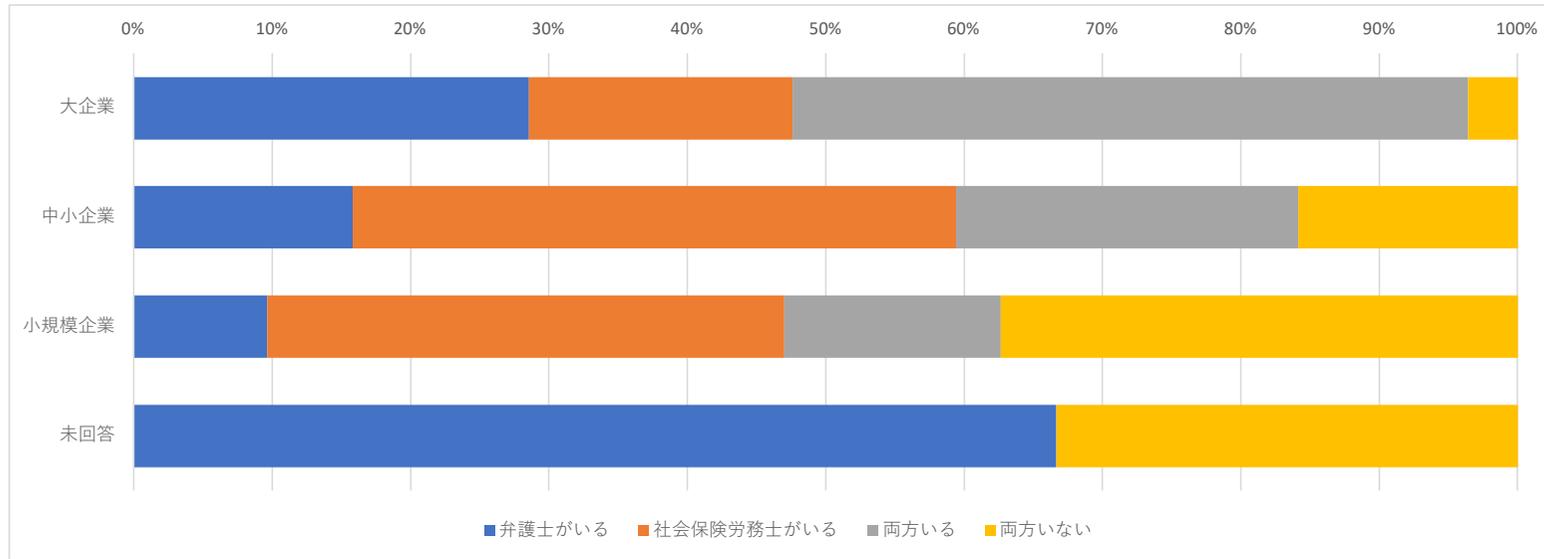


Q9_従業員の労働条件について相談できる弁護士・社会保険労務士はいますか（複数回答）

（企業規模ごとの集計）

	弁護士がいる	社会保険労務士が いる	両方いる	両方いない
大企業	24	16	41	3
中小企業	16	44	25	16
小規模企業	8	31	13	31
未回答	2	0	0	1

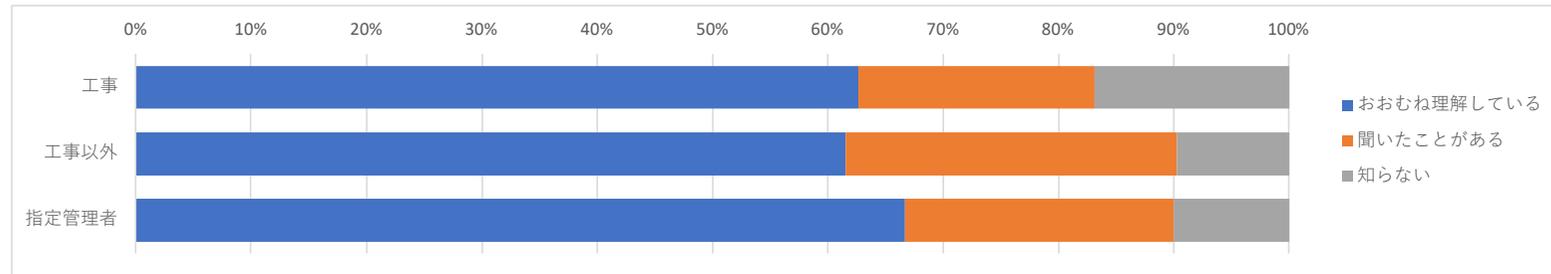
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q13_世田谷区公契約条例について

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

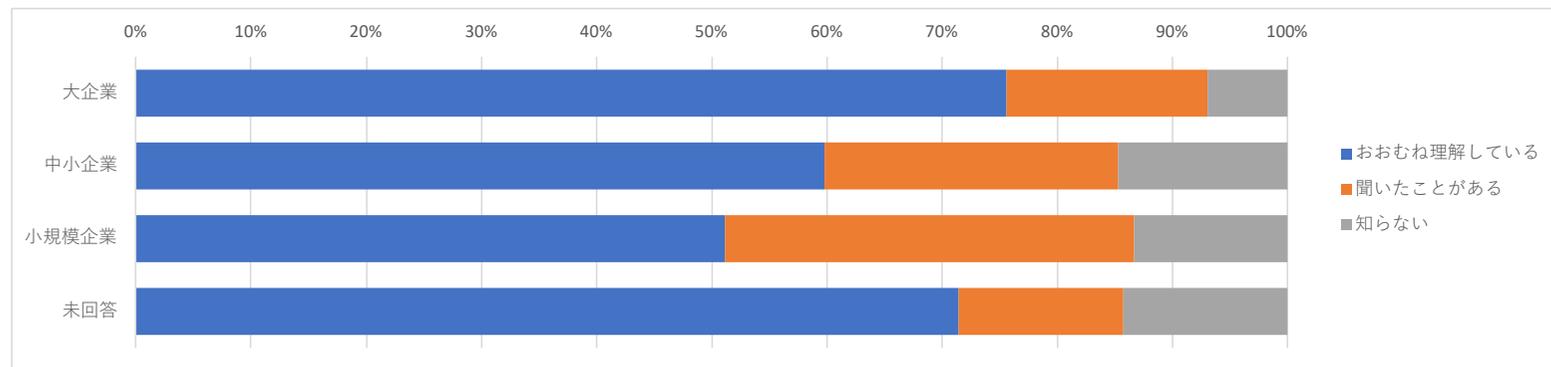
	おおむね理解している	聞いたことがある	知らない
工事	52	17	14
工事以外	120	56	19
指定管理者	20	7	3



(企業規模ごとの集計)

	おおむね理解している	聞いたことがある	知らない
大企業	65	15	6
中小企業	61	26	15
小規模企業	46	32	12
未回答	5	1	1

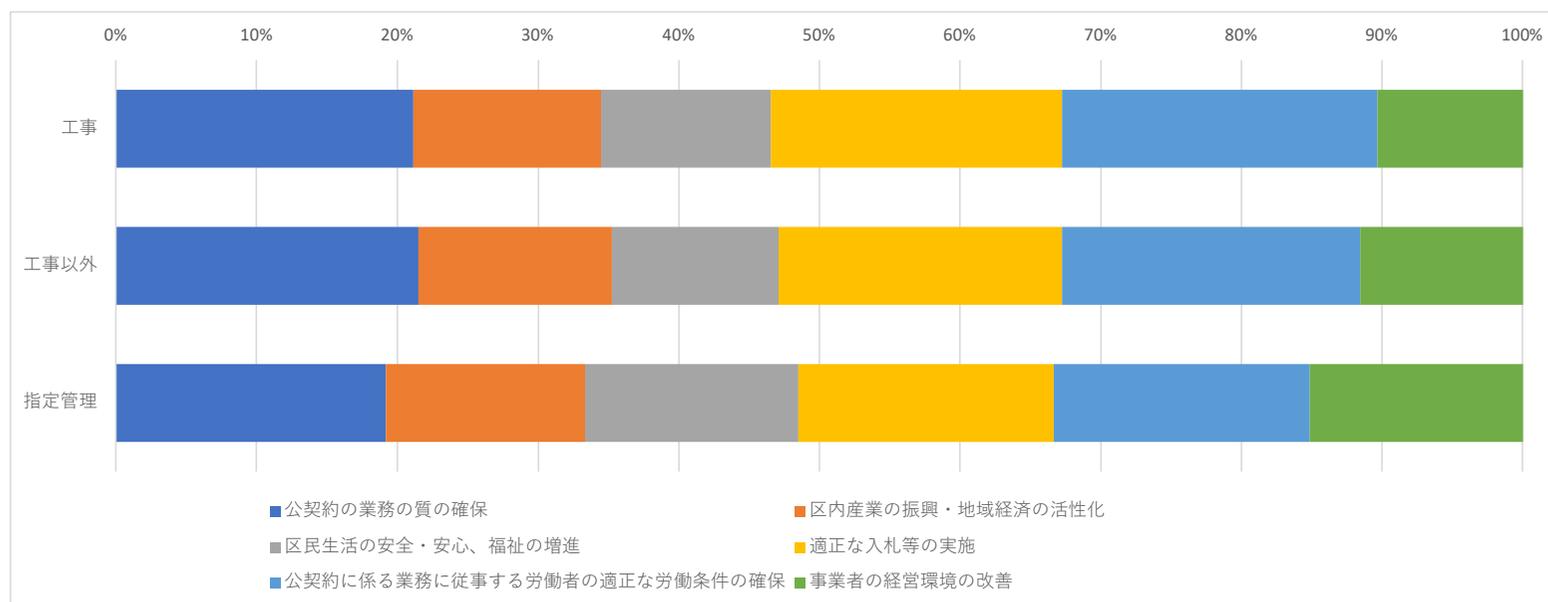
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q14_世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください。（複数回答）

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

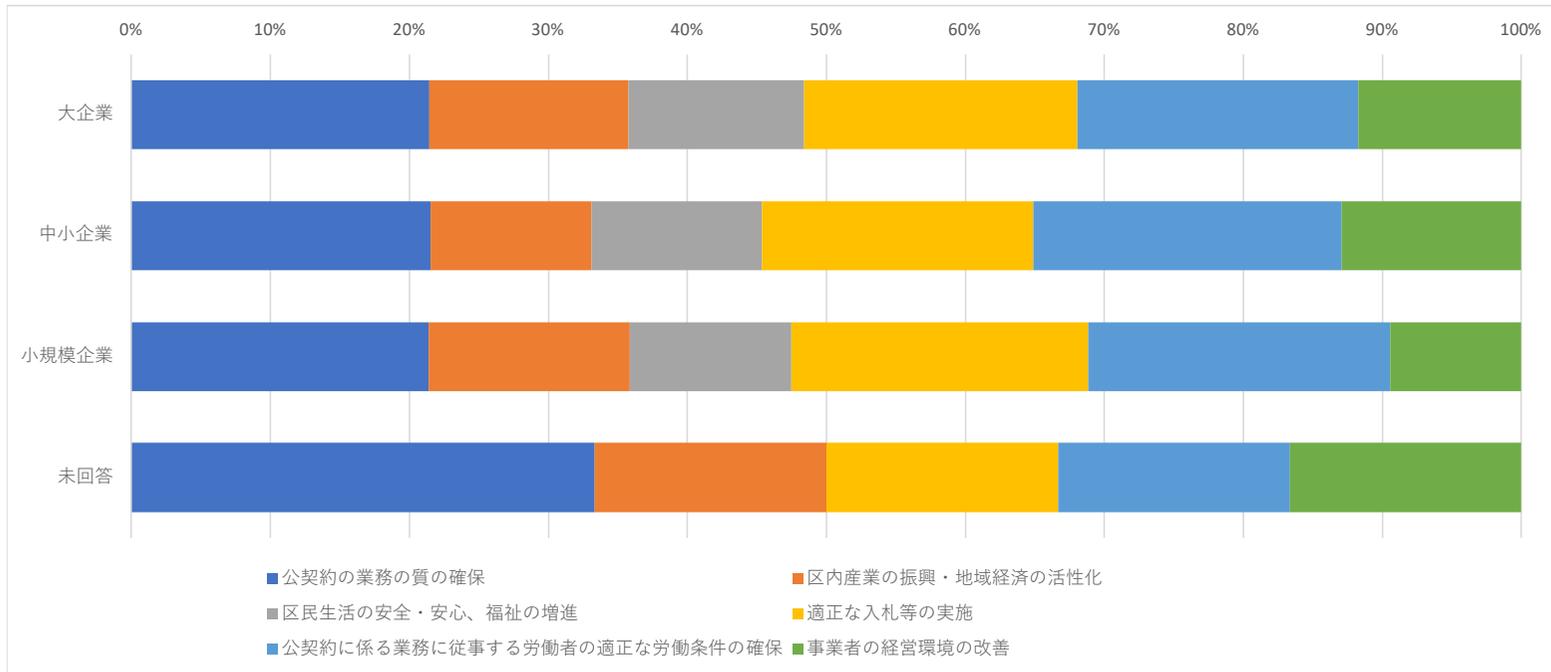
	公契約の業務の質の確保	区内産業の振興・地域経済の活性化	区民生活の安全・安心、福祉の増進	適正な入札等の実施	公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保	事業者の経営環境の改善
工事	49	31	28	48	52	24
工事以外	147	94	81	138	145	79
指定管理	19	14	15	18	18	15



(企業規模ごとの集計)

	公契約の業務の質の確保	区内産業の振興・地域経済の活性化	区民生活の安全・安心、福祉の増進	適正な入札等の実施	公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保	事業者の経営環境の改善
大企業	73	49	43	67	69	40
中小企業	65	35	37	59	67	39
小規模企業	59	40	32	59	60	26
未回答	2	1	0	1	1	1

※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満

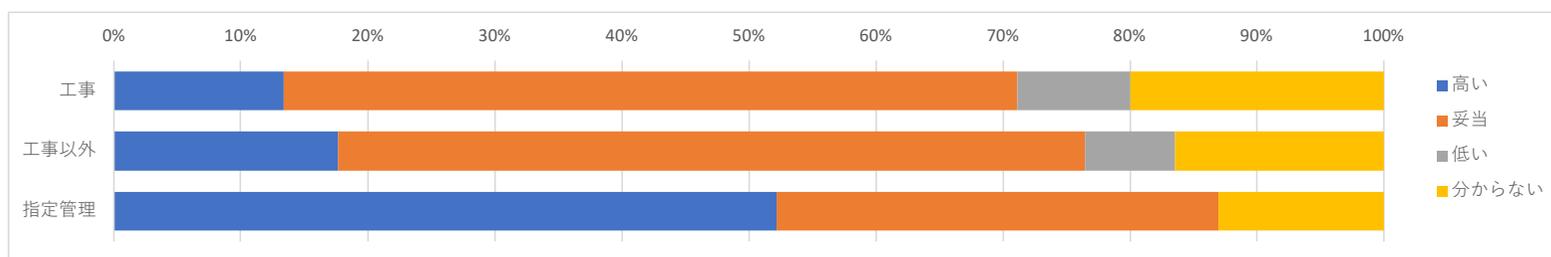


Q19_労働報酬下限額の金額は妥当だと思いますか

* 「労働報酬下限額の適用対象となる公契約ですか」で「はい」の場合のみ対象

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

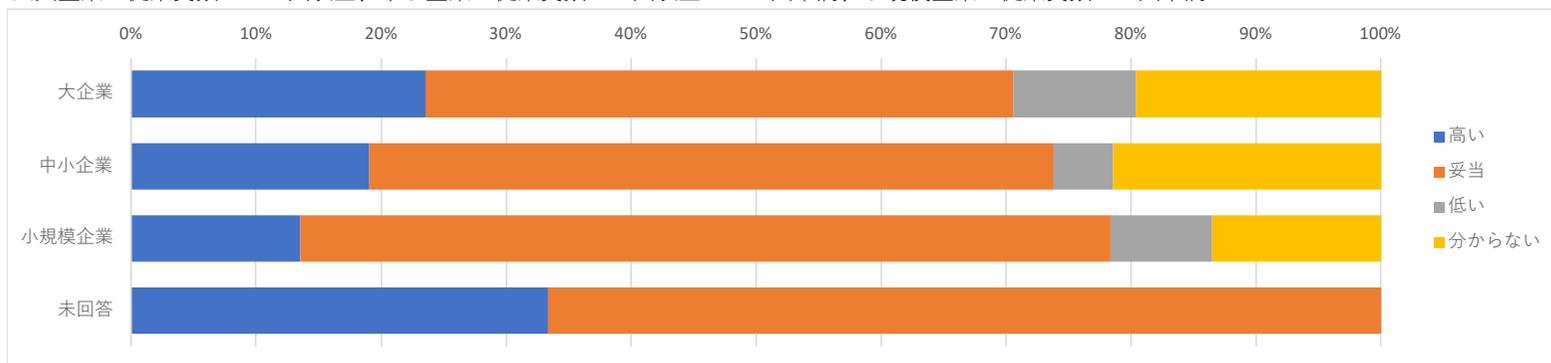
	高い	妥当	低い	分からない
工事	6	26	4	9
工事以外	15	50	6	14
指定管理	12	8	0	3



(企業規模ごとの集計)

	高い	妥当	低い	分からない
大企業	12	24	5	10
中小企業	8	23	2	9
小規模企業	5	24	3	5
未回答	2	4	0	0

※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



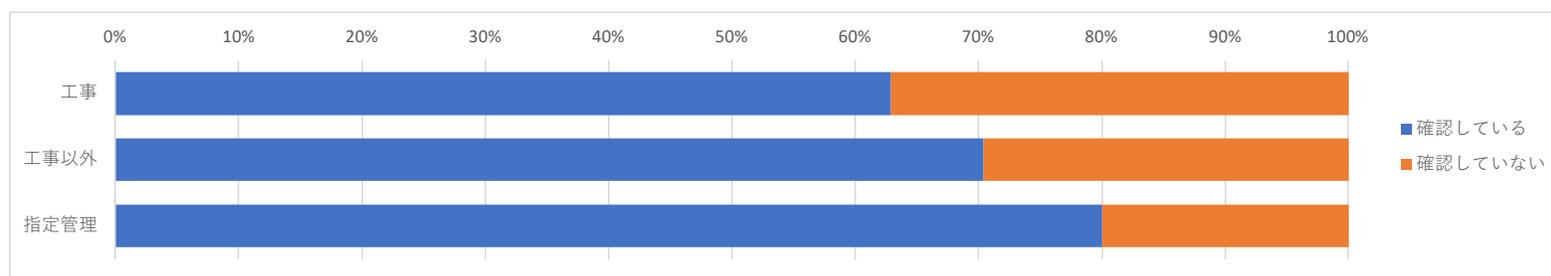
Q21_下請負者（再委託先）が労働報酬下限額以上の賃金を支払っていることについて確認していますか

* 「労働報酬下限額という制度について」で「区と締結した公契約が労働報酬下限額の対象であることは知っているが、下限額の金額は知らない（「このアンケートで知った」を含む）」の場合以外のみ対象

* 「下請負者（再委託先）はいますか」で「いる」の場合のみ対象

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

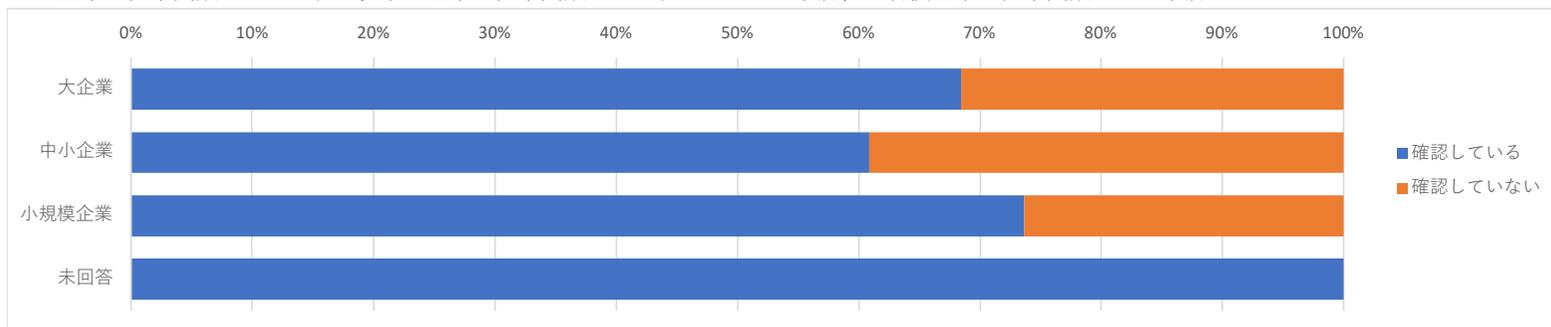
	確認している	確認していない
工事	22	13
工事以外	19	8
指定管理	8	2



（企業規模ごとの集計）

	確認している	確認していない
大企業	13	6
中小企業	14	9
小規模企業	14	5
未回答	2	0

※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



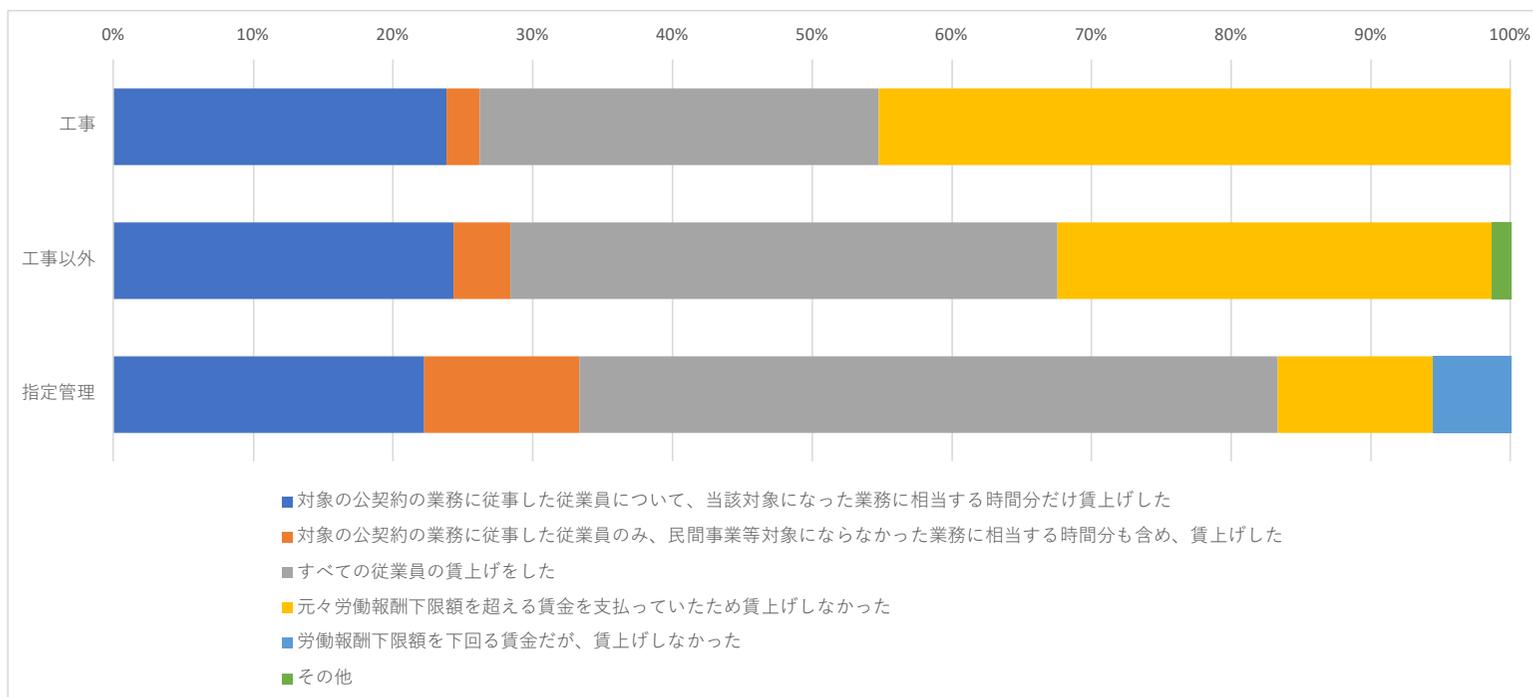
Q23_労働報酬下限額が適用されたことにより、何らかの対応をしましたか

* 「労働報酬下限額の適用対象となる公契約ですか」で「はい」の場合のみ対象

* 「労働報酬下限額という制度について」で「区と締結した公契約が労働報酬下限額の対象であることは知っているが、下限額の金額は知らない（「このアンケートで知った」を含む）」の場合以外のみ対象

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

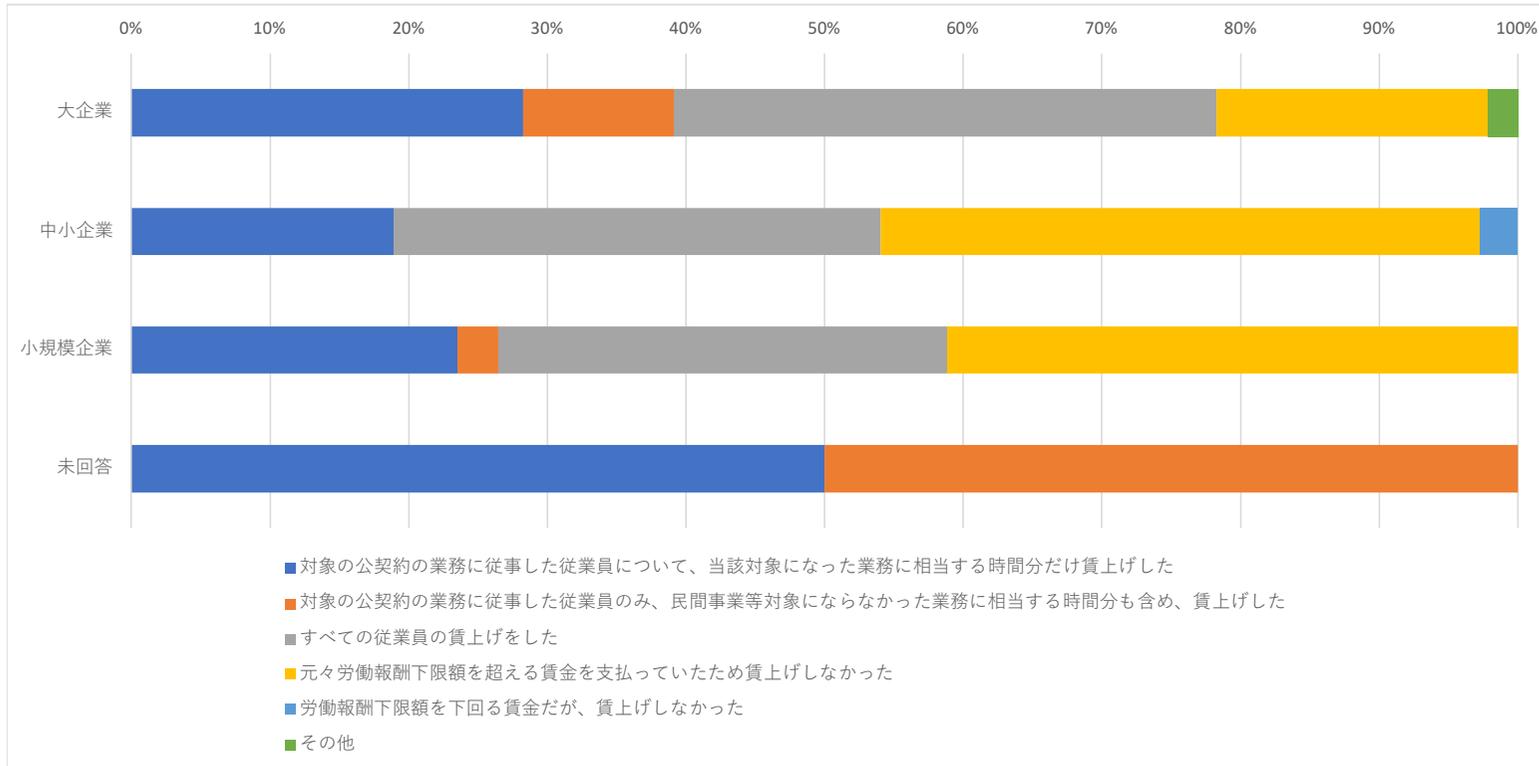
	対象の公契約の業務に従事した従業員について、当該対象になった業務に相当する時間分だけ賃上げした	対象の公契約の業務に従事した従業員のみ、民間事業等対象にならなかった業務に相当する時間分も含め、賃上げした	すべての従業員の賃上げをした	元々労働報酬下限額を超える賃金を支払っていたため賃上げしなかった	労働報酬下限額を下回る賃金だが、賃上げしなかった	その他
工事	10	1	12	19	0	0
工事以外	18	3	29	23	0	1
指定管理	4	2	9	2	1	0



(企業規模ごとの集計)

	対象の公契約の業務に従事した従業員について、当該対象になった業務に相当する時間分だけ賃上げした	対象の公契約の業務に従事した従業員のみ、民間事業等対象にならなかった業務に相当する時間分も含め、賃上げした	すべての従業員の賃上げをした	元々労働報酬下限額を超える賃金を支払っていたため賃上げしなかった	労働報酬下限額を下回る賃金だが、賃上げしなかった	その他
大企業	13	5	18	9	0	1
中小企業	7	0	13	16	1	0
小規模企業	8	1	11	14	0	0
未回答	1	1	0	0	0	0

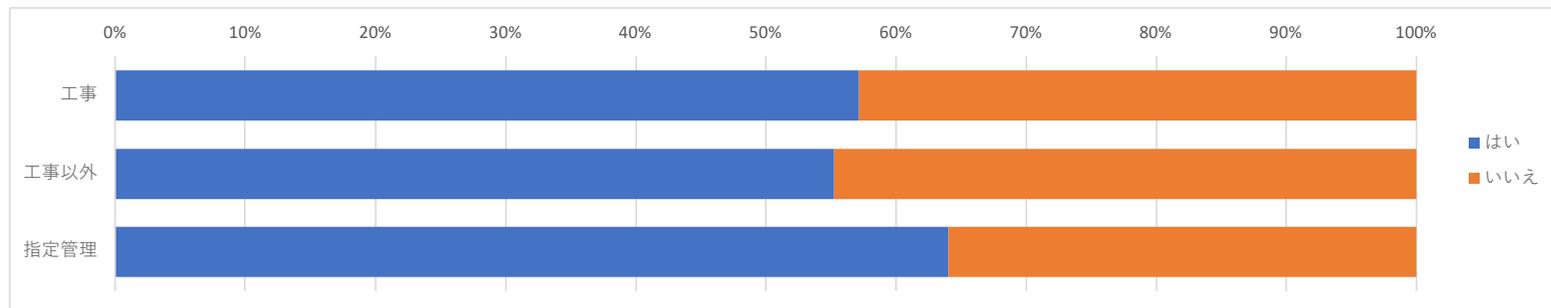
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q24_公契約条例が適用されたことにより、労働条件が改善することで従業員のモチベーションが向上する等して、区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますか

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

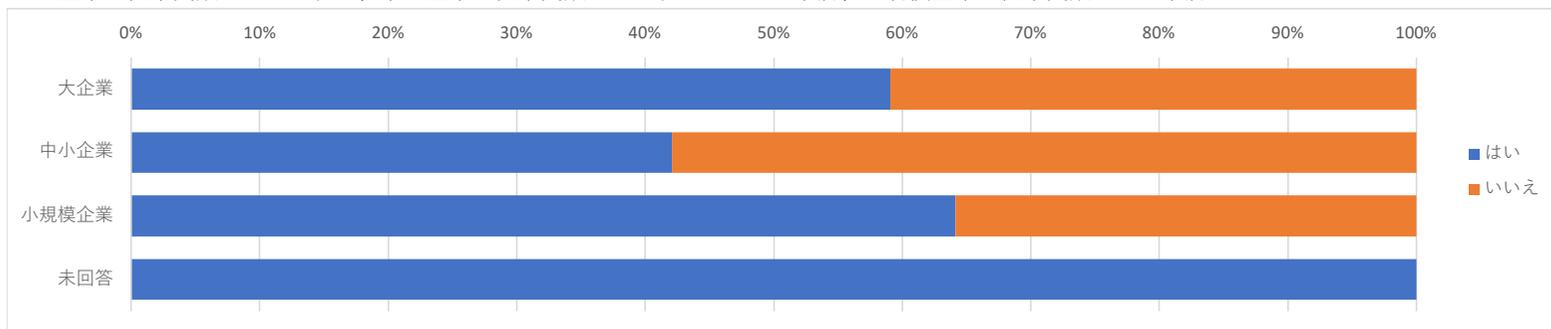
	はい	いいえ
工事	44	33
工事以外	95	77
指定管理	16	9



(企業規模ごとの集計)

	はい	いいえ
大企業	49	34
中小企業	37	51
小規模企業	50	28
未回答	2	0

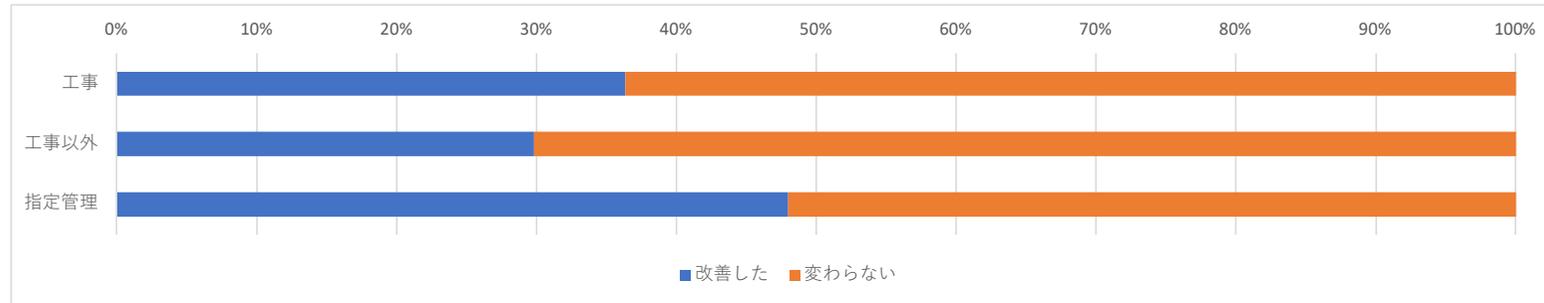
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q25_公契約条例が適用されたことにより、公契約に基づく業務に従事する従業員の労働条件を改善しましたか

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

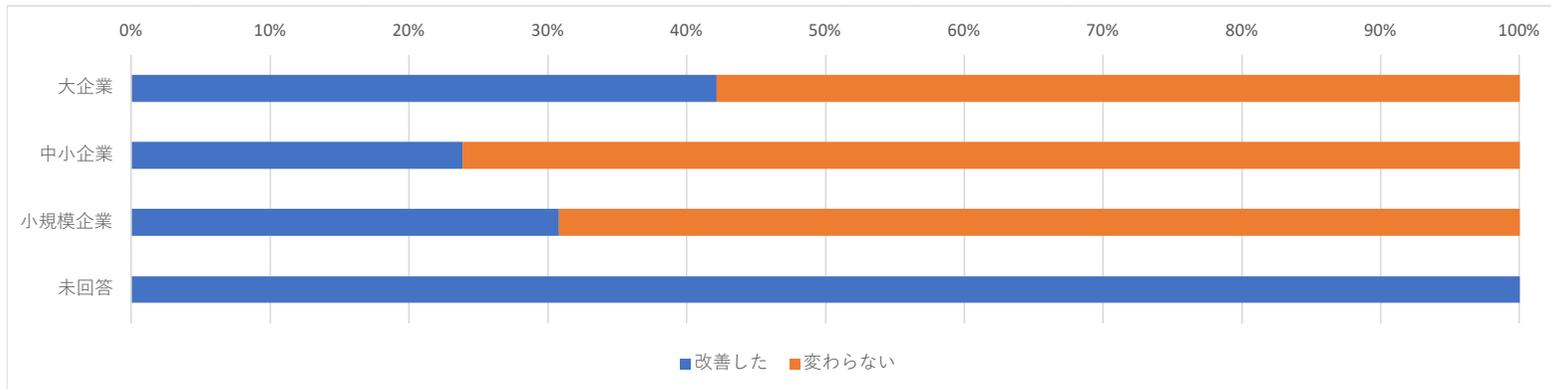
	改善した	変わらない
工事	28	49
工事以外	51	120
指定管理	12	13



(企業規模ごとの集計)

	改善した	変わらない
大企業	35	48
中小企業	21	67
小規模企業	24	54
未回答	1	0

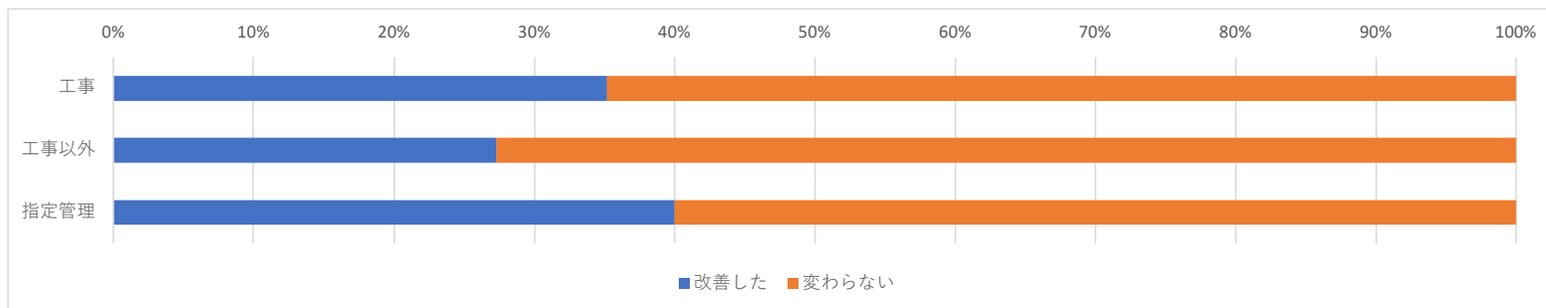
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q26_公契約条例が適用されたことにより、公契約に係る業務以外の業務（民間事業）に従事する従業員の労働条件を改善しましたか

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

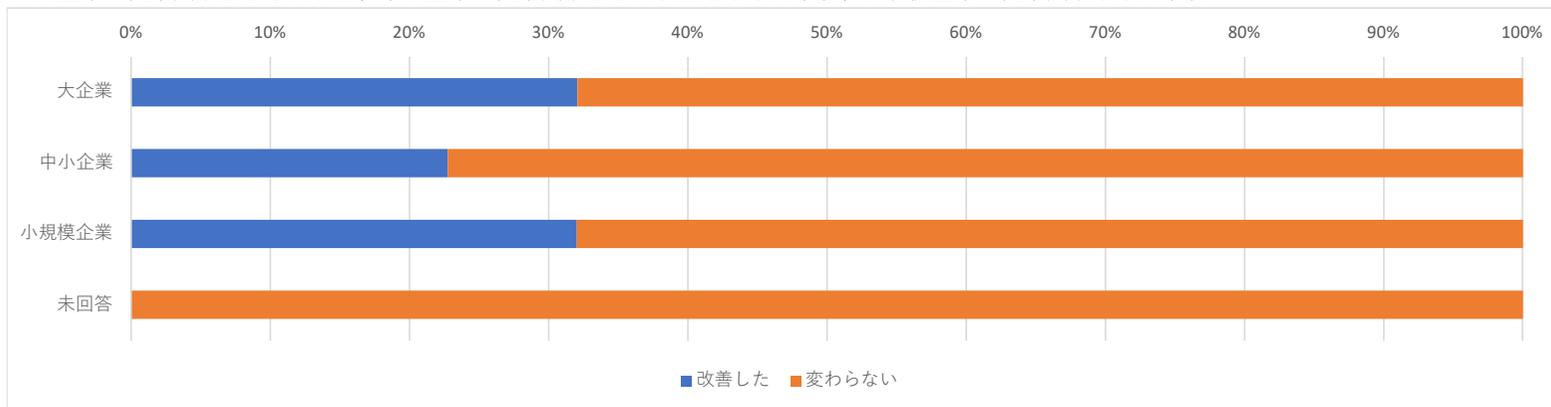
	改善した	変わらない
工事	26	48
工事以外	45	120
指定管理	10	15



（企業規模ごとの集計）

	改善した	変わらない
大企業	25	53
中小企業	20	68
小規模企業	24	51
未回答	0	1

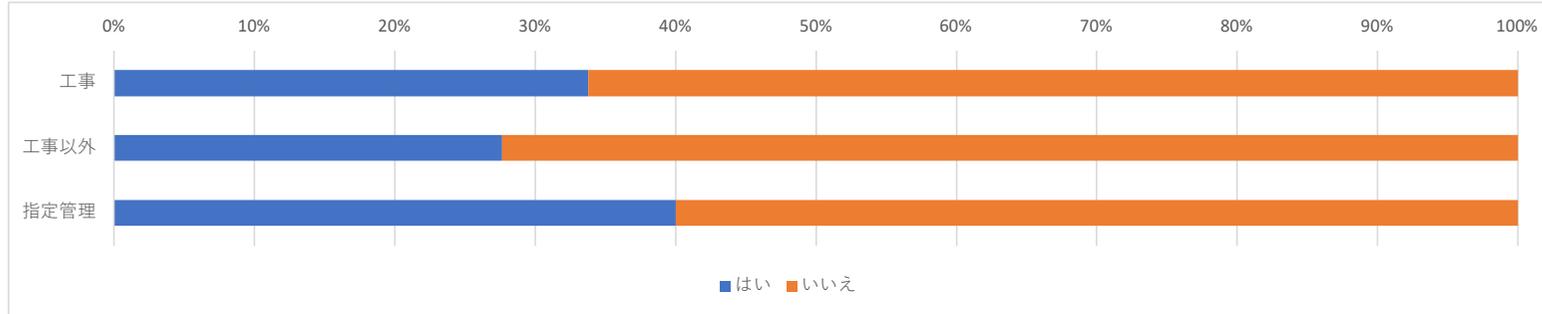
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q27_公契約条例が適用されたことにより、事業所の経営環境が改善されたと感じますか

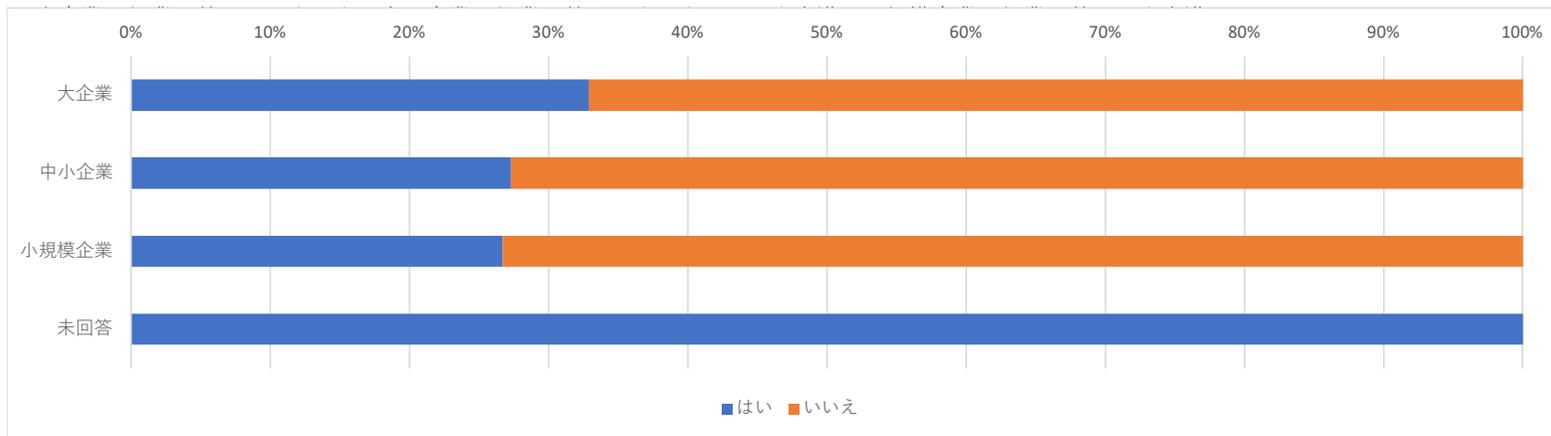
(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	はい	いいえ
工事	25	49
工事以外	45	118
指定管理	10	15



(企業規模ごとの集計)

	はい	いいえ
大企業	25	51
中小企業	24	64
小規模企業	20	55
未回答	1	0

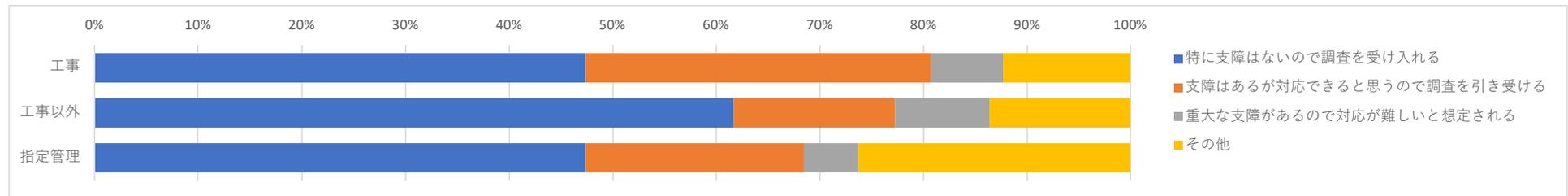


Q29_世田谷区から事業所労働条件調査の対象として指名された場合、その対応に支障はありますか

* 「世田谷区との公契約上の関係はどれですか」で「元請負者」のみ対象

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

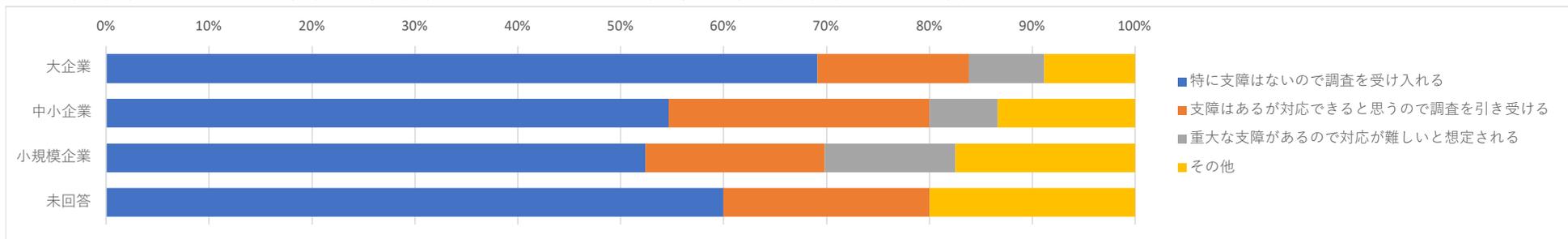
	特に支障はないので調査を受け入れる	支障はあるが対応できると思うので調査を引き受ける	重大な支障があるので対応が難しいと想定される	その他
工事	27	19	4	7
工事以外	95	24	14	21
指定管理	9	4	1	5



(企業規模ごとの集計)

	特に支障はないので調査を受け入れる	支障はあるが対応できると思うので調査を引き受ける	重大な支障があるので対応が難しいと想定される	その他
大企業	47	10	5	6
中小企業	41	19	5	10
小規模企業	33	11	8	11
未回答	3	1	0	1

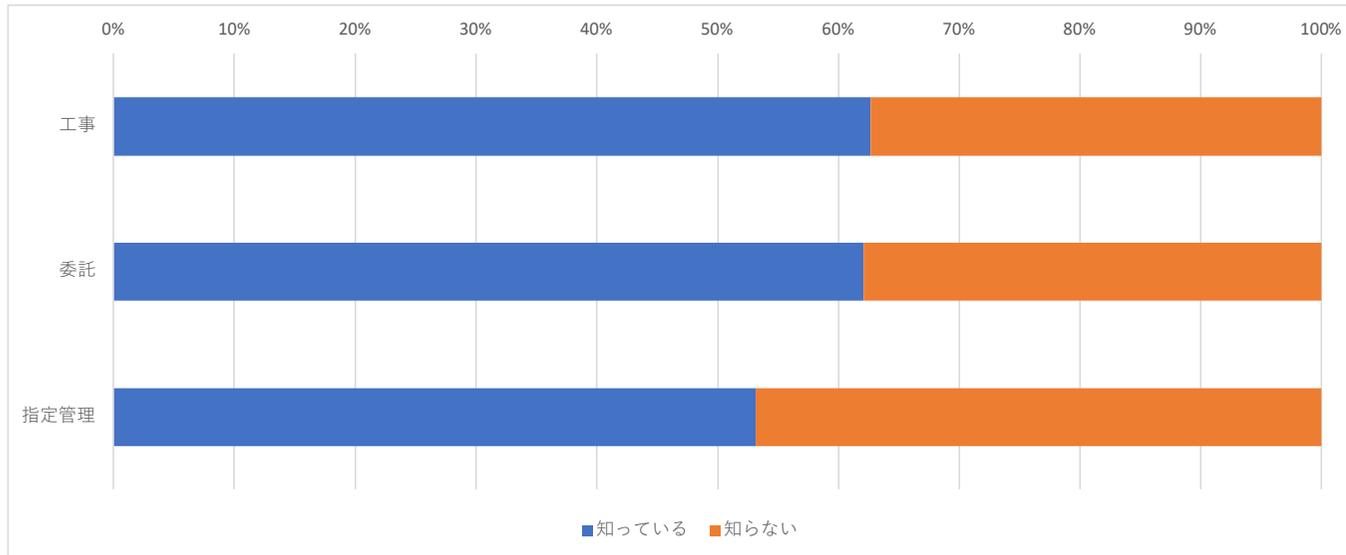
※大企業：従業員数100人以上、中小企業：従業員数10人以上100人未満、小規模企業：従業員数50人未満



Q31 労働条件確認帳票（チェックシート）を知っていますか

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

	知っている	知らない
工事	52	31
委託	121	74
指定管理	17	15

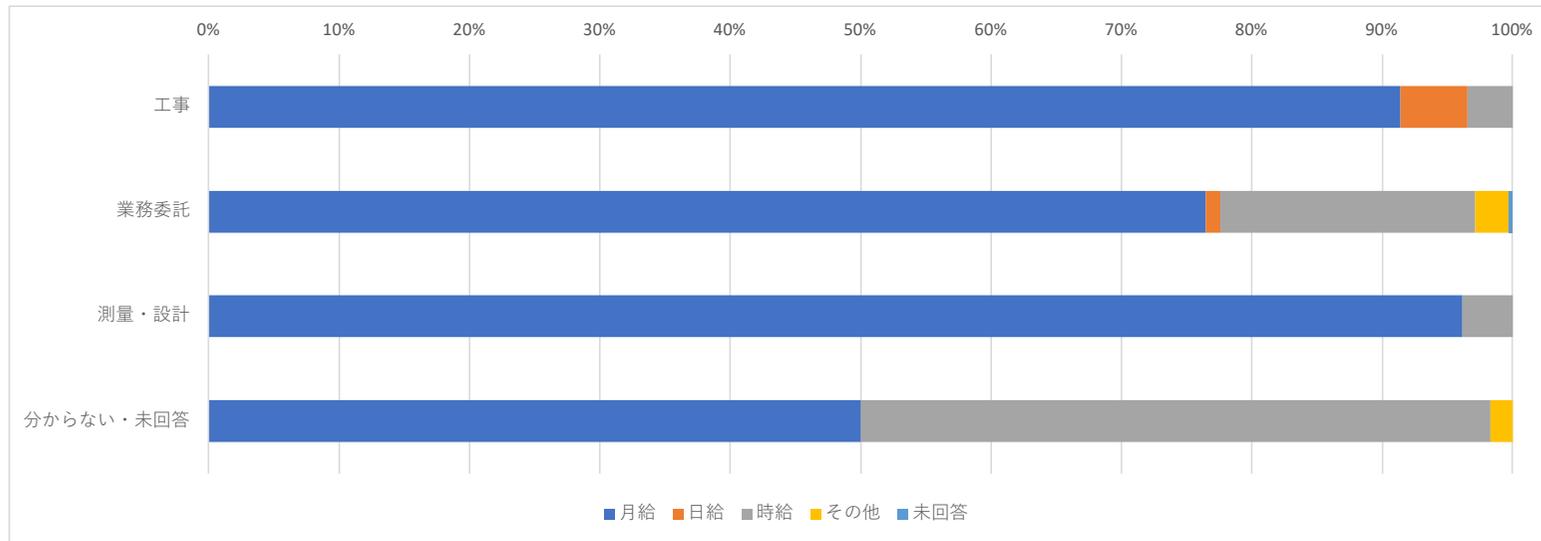


※ここからは労働者向けの質問です

Q45_あなたの給料について教えてください

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	月給	日給	時給	その他	未回答
工事	53	3	2	0	
業務委託	266	4	68	9	1
測量・設計	25	0	1	0	
分からない・未回答	29	0	28	1	



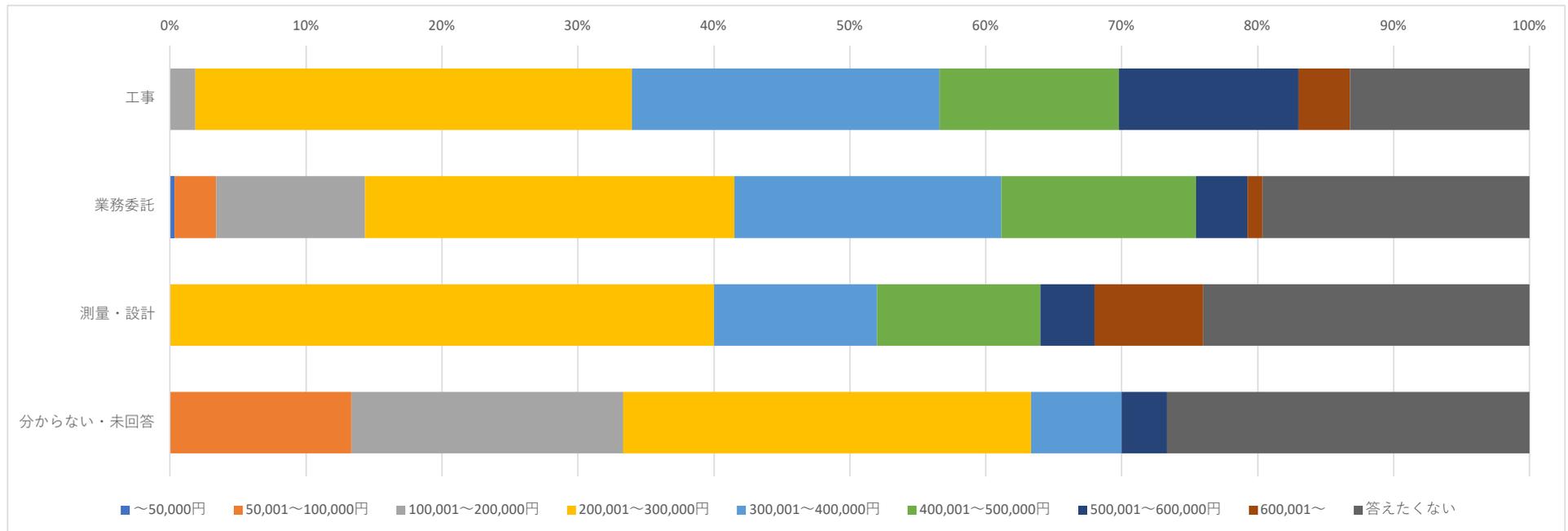
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q45-2_あなたの給料について教えてください (月給)

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	～50,000円	50,001～100,000円	100,001～200,000円	200,001～300,000円	300,001～400,000円	400,001～500,000円	500,001～600,000円	600,001～	答えたくない	
工事			1	17	12	7	7		2	7
業務委託	1	8	29	72	52	38	10		3	52
測量・設計				10	3	3	1		2	6
分からない・未回答		4	6	9	2		1			8



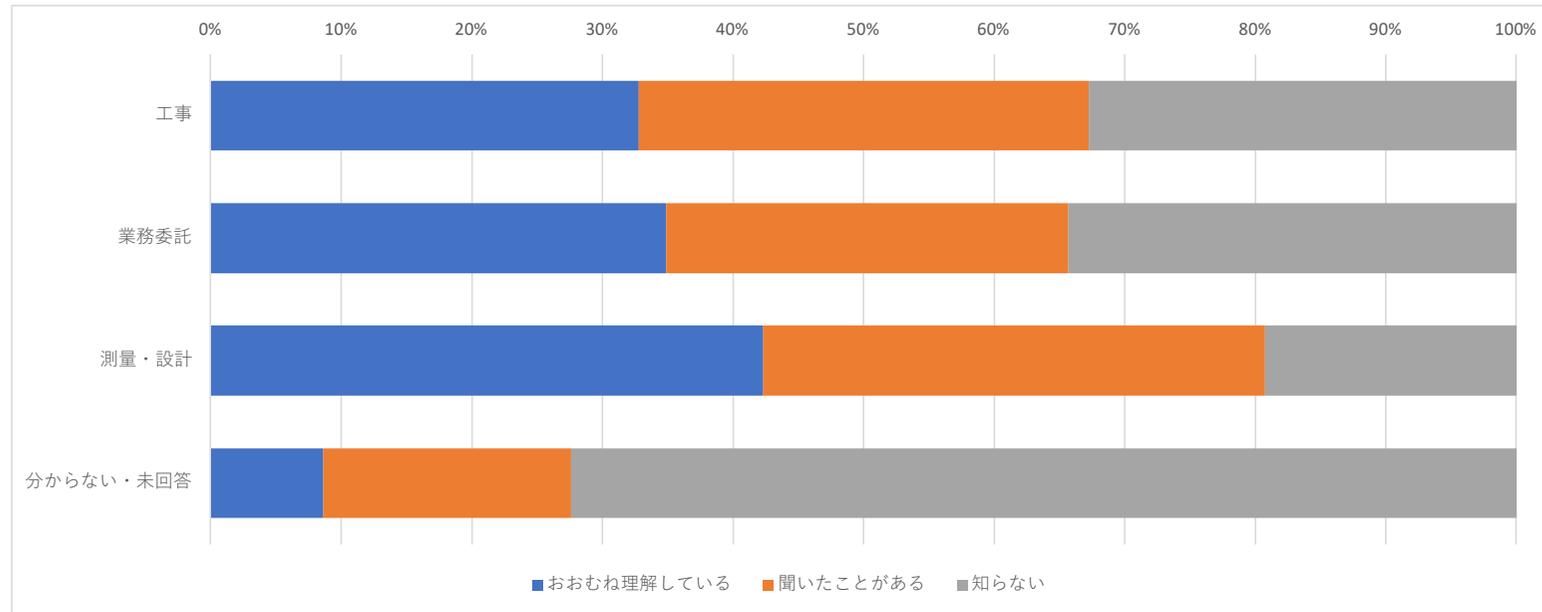
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q46_世田谷区公契約条例について

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	おおむね理解している	聞いたことがある	知らない
工事	19	20	19
業務委託	121	107	119
測量・設計	11	10	5
分からない・未回答	5	11	42



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

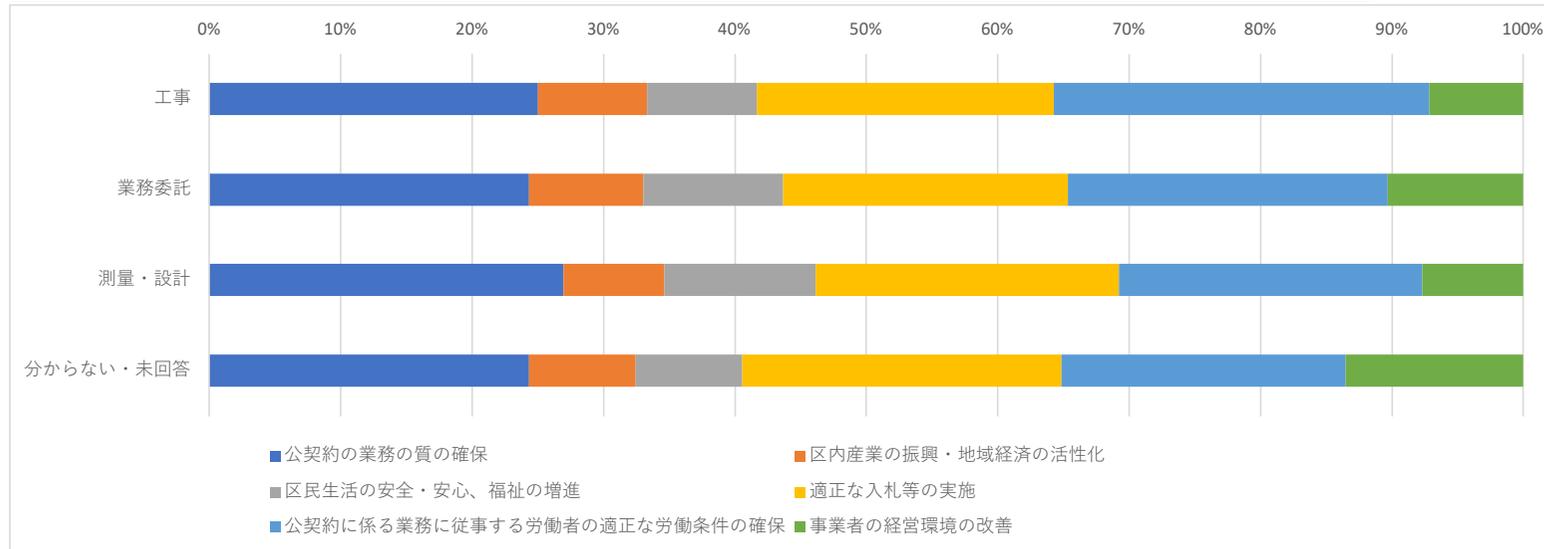
※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 4 7 世田谷区公契約条例の目的であると思うものを選んでください（複数回答）

* 「世田谷区公契約条例について」で「おおむね理解している」又は「聞いたことがある」の場合のみ対象

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

	公契約の業務の質の確保	区内産業の振興・地域経済の活性化	区民生活の安全・安心、福祉の増進	適正な入札等の実施	公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保	事業者の経営環境の改善
工事	21	7	7	19	24	6
業務委託	146	52	64	130	146	62
測量・設計	14	4	6	12	12	4
分からない・未回答	9	3	3	9	8	5



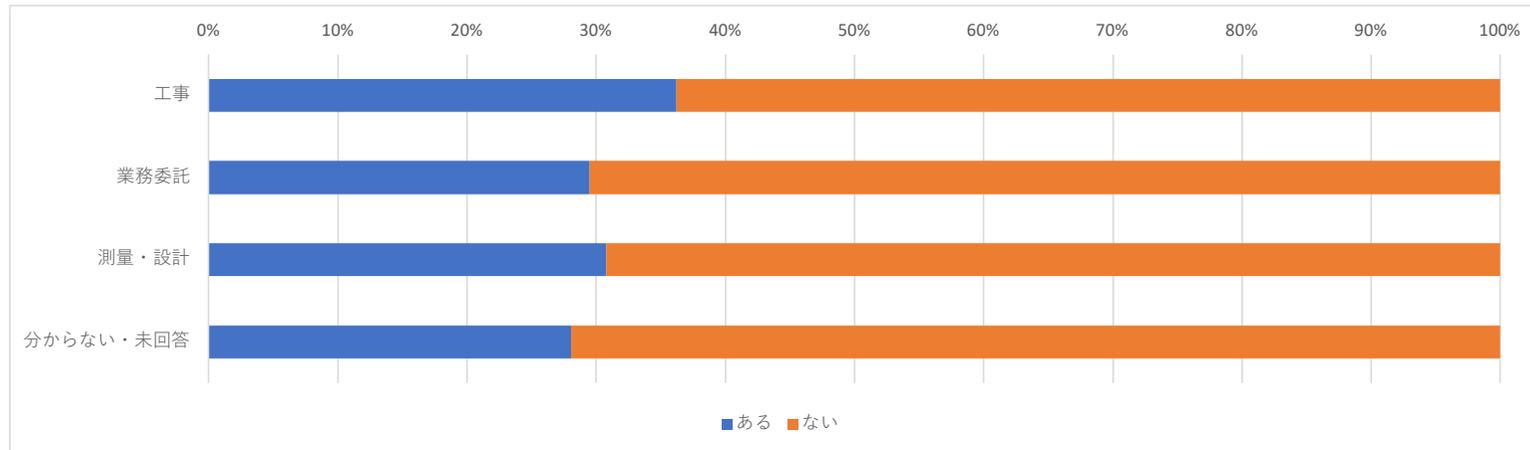
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 4 8 「あなたの賃金を確認してください」と記載された名刺大の労働報酬下限額についての周知用カードを見たことがありますか

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	ある	ない
工事	21	37
業務委託	102	244
測量・設計	8	18
分からない・未回答	16	41



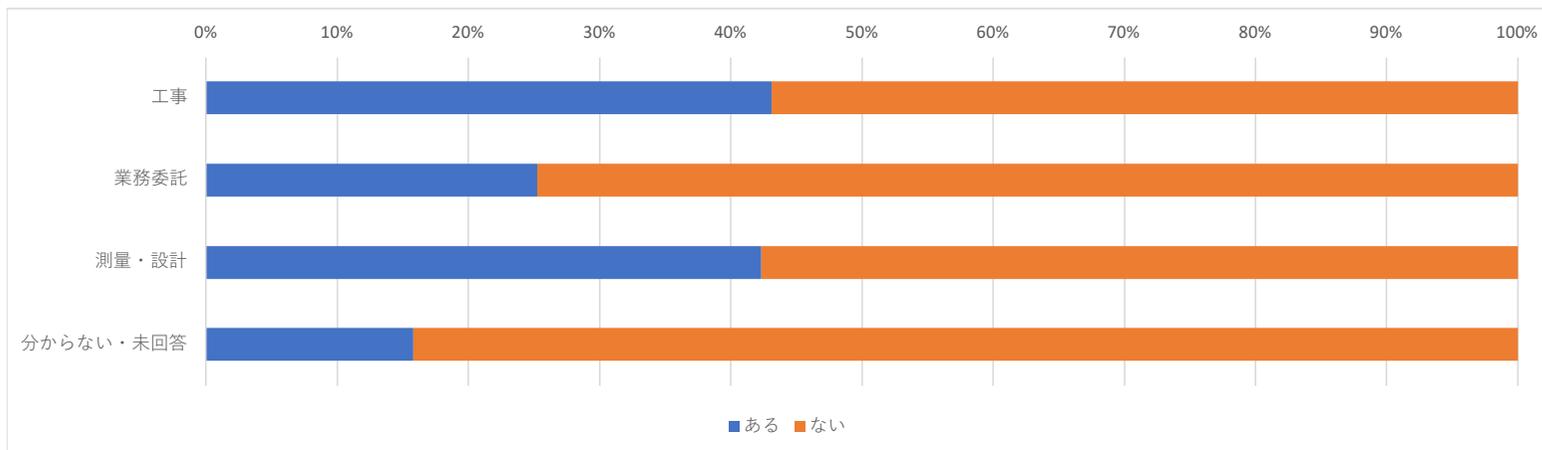
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 4 9 「世田谷区公契約条例の手引き」を見たことがありますか

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	ある	ない
工事	25	33
業務委託	87	258
測量・設計	11	15
分からない・未回答	9	48



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

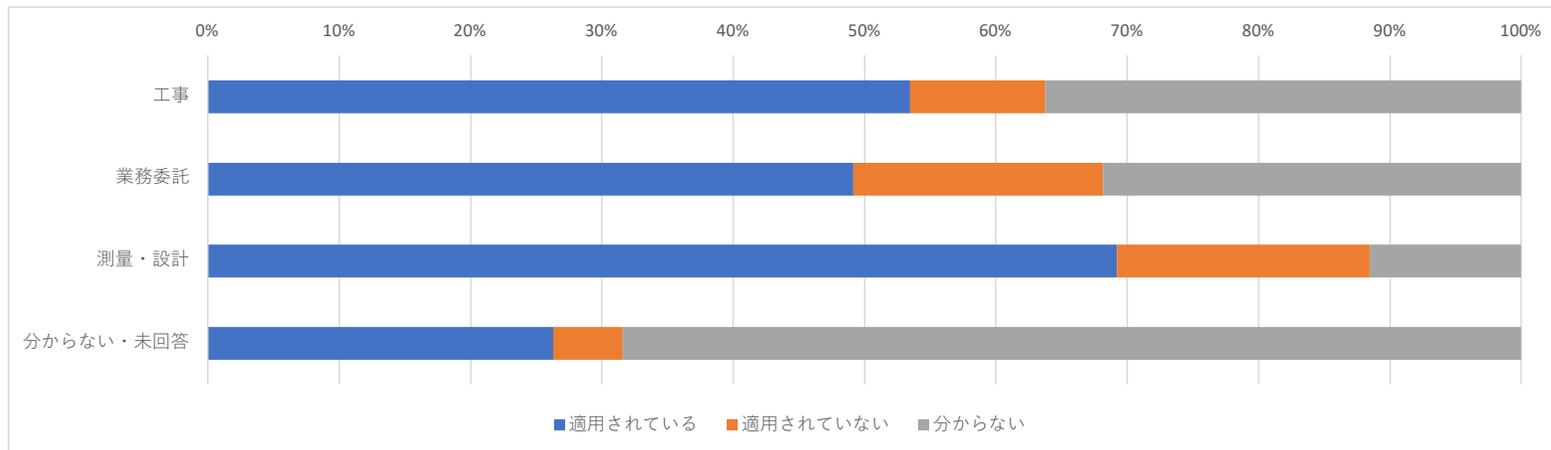
※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q50 世田谷区との公契約に基づく業務（下請負含む）について、その公契約は世田谷区の労働報酬下限額が適用される公契約(予定価格3,000万円以上工事請負契約又は予定価格2,000万円以上の工事以外の契約（委託、指定管理協定等))ですか

*すでに世田谷区との公契約に基づく業務から離れている場合は、その業務に就いていたときの状況をお答えください（以下同じ。）

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

	適用されている	適用されていない	分からない
工事	31	6	21
業務委託	168	65	109
測量・設計	18	5	3
分からない・未回答	15	3	39



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

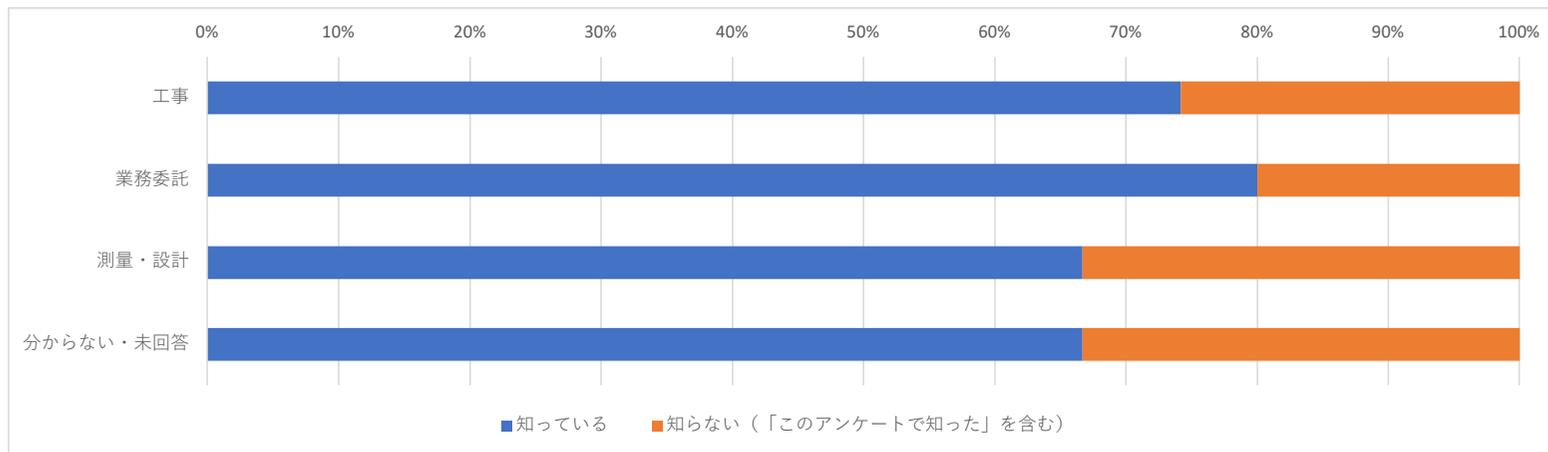
※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 5 1 あなたに適用される労働報酬下限額の金額を知っていますか

* 「世田谷区との公契約（下請負含む）に基づく業務について、世田谷区の労働報酬下限額が適用されていますか」で「適用されている」の場合のみ対象

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

	知っている	知らない（「このアンケートで知った」を含む）
工事	23	8
業務委託	132	33
測量・設計	12	6
分からない・未回答	10	5



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

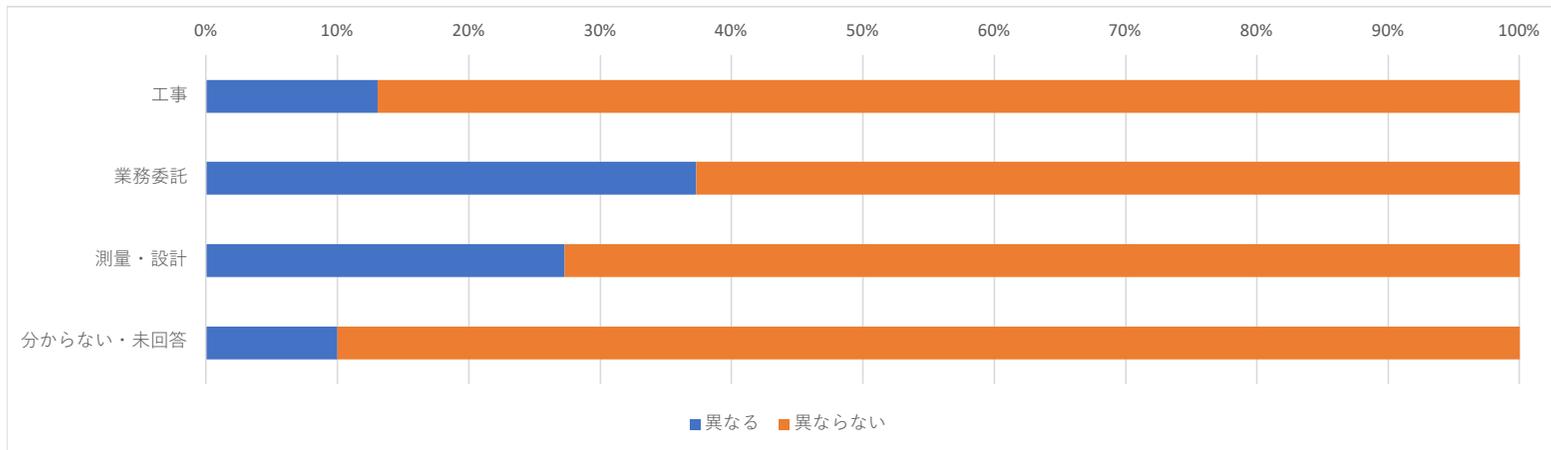
※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 5 3 区の労働報酬下限額の適用業務とそうでない業務（民間での従事含む）とで賃金単価は異なりますか

* 「労働報酬下限額以上の賃金の支払いを受けていますか」で「受けている」の場合のみ対象

（公契約に基づく業務の種類ごとの集計）

	異なる	異なるない
工事	3	20
業務委託	47	79
測量・設計	3	8
分からない・未回答	1	9



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

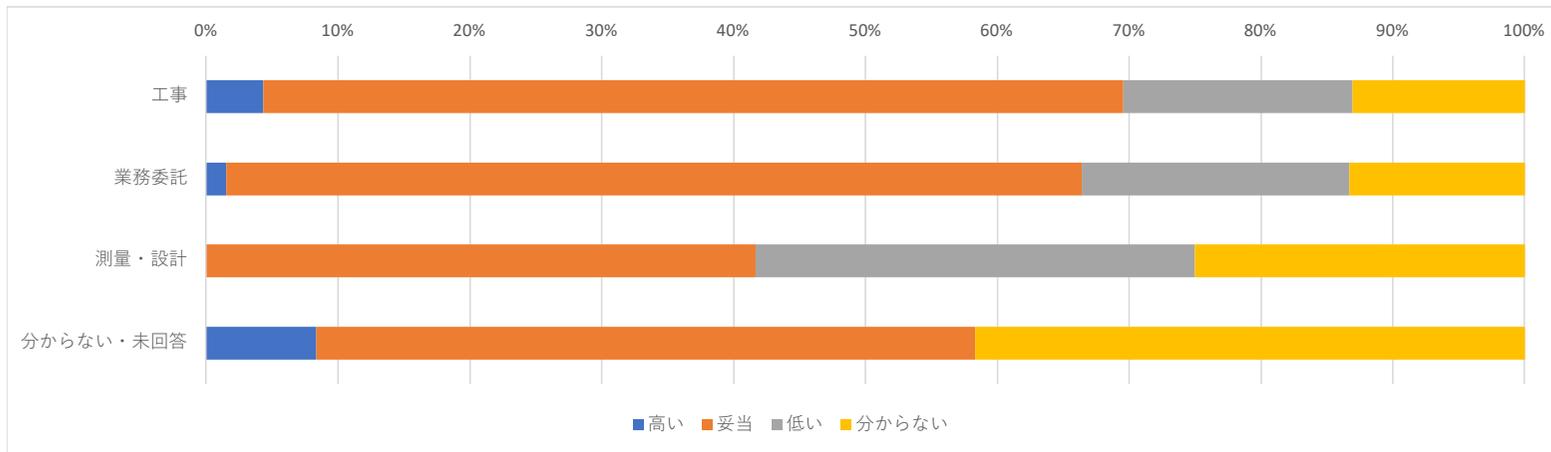
※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q54 あなたに適用されている労働報酬下限額は妥当だと思いますか

* 「労働報酬下限額以上の賃金の支払いを受けていますか」で「受けている」の場合のみ対象

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	高い	妥当	低い	分からない
工事	1	15	4	3
業務委託	2	83	26	17
測量・設計	0	5	4	3
分からない・未回答	1	6	0	5



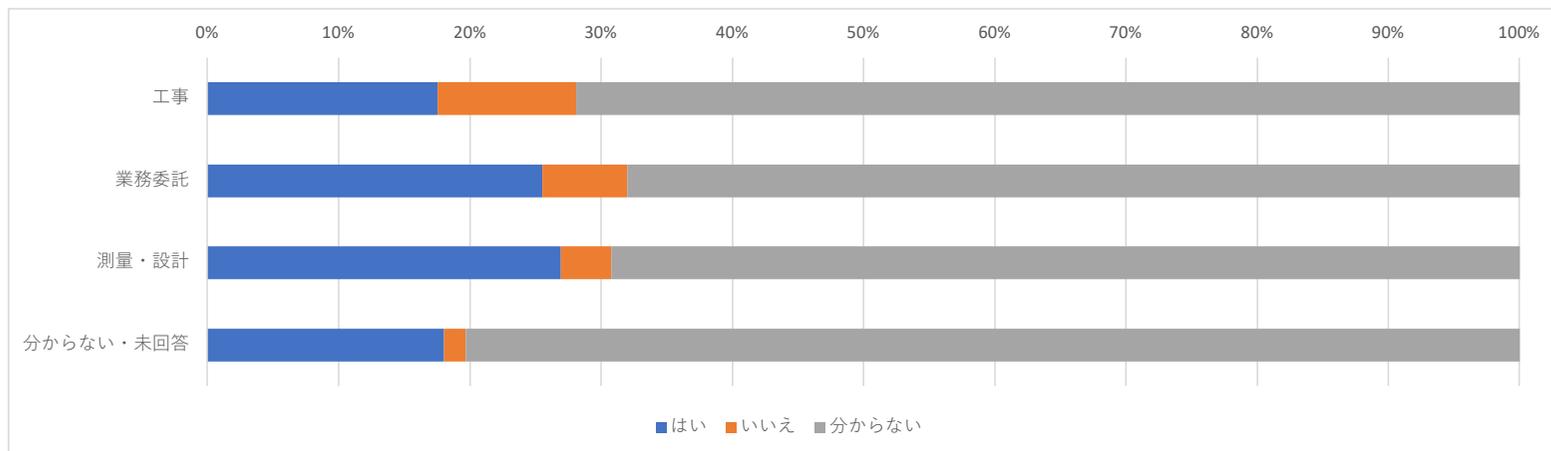
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 5 5 公契約条例が適用されたことにより、労働条件が改善することでモチベーションが向上する等して、区との公契約に係る業務の質が確保されたと感じますが
 ※「公契約条例が適用されていること」とは、労働報酬下限額等の適正な労働条件の確保の取組みなどのことです。

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	はい	いいえ	分からない
工事	10	6	41
業務委託	87	22	232
測量・設計	7	1	18
分からない・未回答	11	1	49



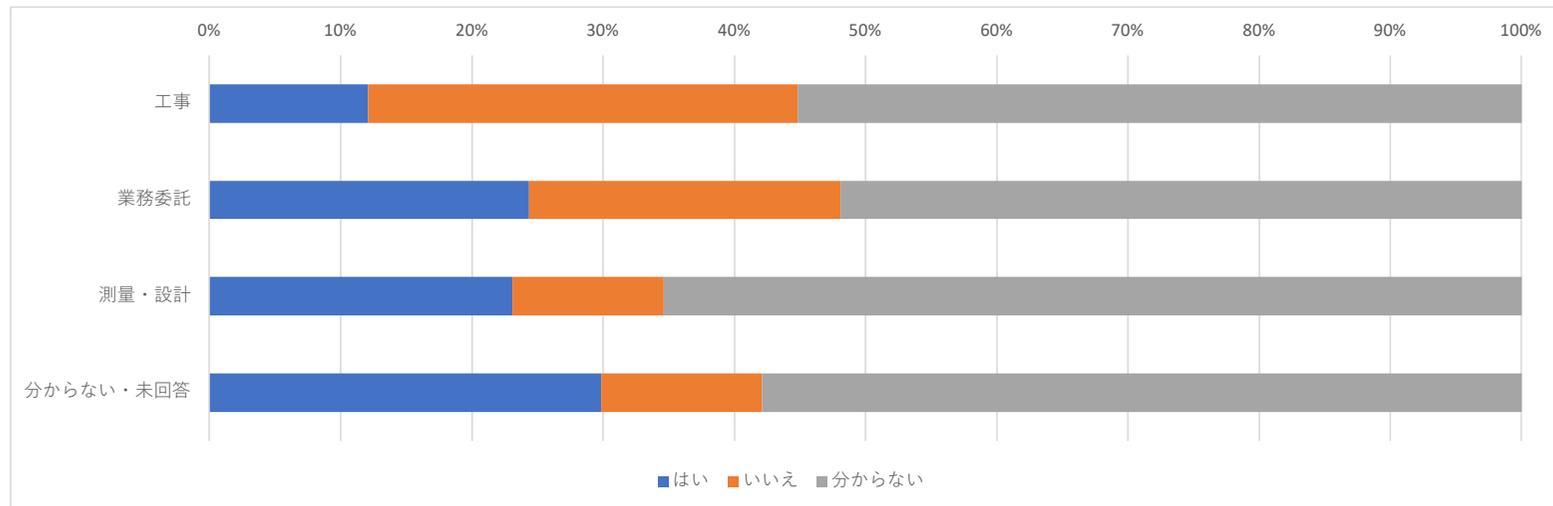
※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

Q 5 6 公契約条例が適用されたことにより、賃金は上がったと思いますか

(公契約に基づく業務の種類ごとの集計)

	はい	いいえ	分からない
工事	7	19	32
業務委託	83	81	177
測量・設計	6	3	17
分からない・未回答	17	7	33



※ 物品購入業務、印刷業務、その他は、業務委託に計上

※ 複数の業務を兼務している方については、工事、測量・設計、業務委託の該当する区分にそれぞれ1件として計上

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。